

豊田市障がい者計画推進懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市障がい者計画に基づき、豊田市障がい者計画推進懇話会（以下、「懇話会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊田市障がい者計画の推進において障がい者当事者等が参画する会議として、懇話会を置く。

(位置付け)

第3条 懇話会は、豊田市障がい者計画及び豊田市障がい福祉計画・豊田市障がい児福祉計画について、障がい当事者等との共働による推進を図るため、障がい者施策に関する意見交換を行う場とする。

(組織)

第4条 懇話会は、別に定める要領に基づく公募により選任され、懇話会を構成する団体（以下、「構成団体」という。）及び障がい福祉課をもって構成する。

2 特別な事項を調査審議するために必要があるときは、構成団体以外の者から意見を求めることができる。

(任期)

第5条 構成団体の任期は、選任された日から、3年後の5月末日までとする。

(会長等)

第6条 懇話会に会長を置く。

2 会長は、障がい福祉課長とし、副会長は障がい福祉課副課長とする。

3 会長は、会務を総理し、会議を招集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、構成団体数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 各構成団体1名の出席とする。ただし、障がい者の会議出席に当たり必要な支援者は出席人数には含まない。

(報酬)

第8条 懇話会に関する構成団体としての活動は、無報酬とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成15年7月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成16年5月15日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成17年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は平成29年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は令和5年4月1日より施行する。